

〇〇学会著作権規定

(目的)

第1条 本規定は、本学会に投稿される著作物に関する会員及び投稿者（以下、あわせて「会員等」という。）の著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

(定義)

第2条 本規定において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

- (1) 本著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。
- ① 本学会発行の出版物に投稿される論文、解説記事等
 - ② 本学会に投稿される研究報告
 - ③ シンポジウム、全国大会、本学会が主催若しくは共催する国際会議等の予稿又はプロシーディングス原稿
 - ④ (ウェブサイトへの掲載等、適宜)
 - ⑤ その他前記①から④に類するものであって本学会が指定するもの
- (2) 本著作者 会員等であって、著作権法第2条第1項第2号に規定するものをいう。
- (3) 本著作財産権 本著作物の著作財産権をいい、著作権法第21条(複製権)、第22条(上演権及び演奏権)、第22条の2(上映権)、第23条(公衆送信権等)、第24条(口述権)、第25条(展示権)、第26条(頒布権)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作物の権利)に定めるすべての権利を含む。
- (4) 本著作者人格権 本著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第18条(公表権)、第19条(氏名表示権)及び第20条(同一性保持権)に定めるすべての権利をいう。

赤字：選択規定

(著作権の帰属)

第3条 本著作財産権は、すべて本学会に帰属する。

- 2 本著作財産権は、本著作者が本学会に対して本著作物を投稿した時点をもって本学会に譲渡されたものとする。
- 3 特別な理由により前二項に定める取り扱いが不可能である場合、本著作者は投稿を行う際にその旨を本学会に対して書面で申し出るものとし、かかる場合の取り扱いについては、本学会及び本著作者の協議によって定める。
- 4 前項に定める場合であっても、本著作者は、法令及び前項に定める特別な理由の許容する範囲において、本学会に対し、本著作財産権について国内外で無償で独占的に利用する(複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む。)権利を許諾(有償無償を問わず、本学会がサブライセンスを行う権利を含む。)するものとする。

規定解説

(目的の項について)

この項は著作権に対する学会のスタンスを明記する項であり、さらに必要に応じて学会の目指すべき方向性も記載することが望ましいと考えられます。雛型のため簡略な記載としていますが、必要に応じて加除修正ください。

(定義の項について)

(1) は本著作権規定の対象として、どのような著作物を考えるかということをも明記しています。一般的には論文誌等に投稿された論文が主な対象となることが想定されますが、学会の活動によってはシンポジウムのプロシーディングスなども対象とすることが必要な場合もあるかと思えます。どこまでを対象とするべきかについては、学会としてどこまでの権利を主張したいか(もしくはどの程度の範囲で著作物を利用したいか)ということと、著作者の意向が関わってくる問題となるため、検討が必要な項目となります。

(2) は著作者を定義しています。著作者は基本的には学会員であることが想定されますが、学会員以外の方からの投稿を受け付けている学会向けに、会員「等」という表現にしています。

(3) は著作権のうち、著作財産権という権利を定義しています。著作権は大きく財産権(移転ができる権利)と人格権(移転ができない権利)の二種類に分けることができますが、そのうち移転ができる財産権(複写をする権利や配布をする権利などをいいます)について、著作権法上の規定に則って定義したものです。

(4) は前述の人格権(移転ができない権利)の、(5) は本著作権規定上での著作者の定義に関する概要です。

(著作権の帰属について)

ここでは、著作権が基本的に学会に帰属することを明記しています。しかしながら、著作者人格権は著作者にのみ認められるため、著作財産権が学会に帰属することになることを明文化しています。

赤字の選択規定は、まず2項において「いつ」帰属が発生するかを記載しているものです。これを記載することにより、トラブルが起こった際に、その当時の権利主体が誰だったのかが明確となります。

また、3項以降においては、たとえば企業会員などの場合で著作権の譲渡ができない場合の取り扱いを記載しています。まず3項で、譲渡を認めない場合にはその旨を書面で知らせること、次に4項で、たとえ譲渡がなされなかったとしても、学会がその著作権に対して使用する権利を有していることを規定しています。(使用する権利を有していないと学会は出版等ができなくなるためです。)

- 5 投稿された本著作物が本学会の出版物に掲載されないことが決定された場合（第 2 条第 1 号②に定める著作物については、シンポジウム、全国大会、国際会議等が開催されなくなった場合をいう。）、本学会は、本著作財産権を本著作者に対して返還する。

赤字：選択規定

（著作者人格権の不行使）

第 4 条 本著作者は、本学会及び本学会が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、本著作者人格権を行使しない。

- 2 前項の規定は、本学会及び本学会が本著作物の使用を許諾した第三者が、本著作物を原著作物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。
- 3 本学会は、本学会が二次的著作物を創作する場合及び第三者に本著作物の利用を許諾する場合には、本著作者にその旨を通知する。

赤字：選択規定

（著作者による著作物の使用）

第 5 条 本著作者は、当該本著作者が創作した本著作物を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む。）、その利用目的等の本学会が別途定める事項を記載した書面により本学会に申請し、その許諾を得るものとする。

- 2 本学会は、当該本著作物の利用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める本著作者からの申請を許諾する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、本著作者は、次の各号に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。
- (1) 本著作者個人又は本著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した本著作物を掲載する場合（機関リポジトリへの保存及び公開を含む。）
- (2) 著作権法第 30 条から第 50 条（著作権の制限）において許容された利用
- (3) [適宜加除修正下さい。]

赤字：選択規定

（著作者による保証等）

第 6 条 本著作者は、本著作物が、①第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びその他の知的財産権並びにこれらの出願又は登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと、②本著作物が二重投稿ではない（もしくは過去に一切公表されたことがない）こと、及び③本著作物が共同著作物である場合には、本学会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証する。なお、本著作者は、本著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

赤字：選択規定

最後に 5 項では、論文が掲載されないとなった際に、著作者から譲渡を求めた著作権を、もとの著作者に返還することを記載しています。これは投稿時をもって学会に帰属することを 2 項で明記したことに対応するものですが、2 項を採用せず、掲載決定時をもって学会に著作権を譲渡するというスタンスであれば本項は必要ありません。

（著作者人格権の不行使）

本条は、前述した著作者人格権につき、学会に譲渡させることができないため、著作者が行使しないということを明示しています。著作者人格権の詳細な説明はここでは省きますが、著作者人格権を行使されることによって、著作物の公表、内容の翻案、翻訳等の編集が自由に行えなくなるため、本項を記載しています。

選択規定としての 3 項は、学会が二次的著作物¹を作成する際に、著作者に対して通知をするという規定であり、著作者の視点に立った規定となっています。

（著作者による著作物の使用について）

本条は、文字通り著作者による利用を学会としてどこまで許諾するかということの規定したものです。どこまで認めるかという点については、学会としての著作物の取り扱いの基本的な立場によって異なるものであるため、本条は特に精査してください。

現状の雛型では、著作者が利用を希望した場合、学会に申し出れば、その利用が学会の活動趣旨に反しない限り原則として認めるというスタンスに立っています（2 項）

また、3 項の（1）では、著作者の所属団体の機関リポジトリであれば学会の許諾を得ることなく自由に公開できるという規定を採用しています。たとえ所属団体の機関リポジトリであっても許諾を必要としたい場合には、本項を削除し、1 項の中で学会に申請して許諾を受けることを求める形になります。

3 項の（2）で記載している著作権法第 30 条から第 50 条の範囲での利用とは、著作権法上で認められている一般的な著作物の利用を示しています。

3 項については、著作物の利用を広範に認め、流動性を高めたいという考えをお持ちである場合、追加的に許諾事項を追加いただくことも可能です。

（著作者による保証等について）

本条は、著作物が①第三者の権利を侵害していないこと、②二重投稿でないこと、③共同著作物である場合、投稿に際し全共同著作者の了解を得ていることを著作者に対して保証させるために設けている条文です。いずれも保証がなされると、以後の論文公開に際し問題が生じる可能性があるものであるため、全文を雛型に含めていますが、著作権規定とは別途、投稿規程などで本条に類する規定を設けられている場合には、他の規定で代替することになります。

¹二次的著作物とは、著作物を翻訳や翻案したものを指し（著作権法第 2 条 1 項 11 号参照）、たとえば、外国語で書かれた論文を翻訳したものや、論文の見栄えを良くするために字句を容易にし図表を簡略化したものなどが当てはまります。

(二重譲渡の禁止)

第7条 本著作者は、本学会以外の第三者に対し、本著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及びその利用許諾（出版権の設定を含む。）をしてはならない。

(紛争解決に関する協力)

第8条 本著作物に関する第三者からの権利侵害又は本著作物による第三者に対する権利侵害等、本著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、本著作者及び本学会は相互に協力してこれに対処する。

(協議)

第9条 本規定に定めなき事項及び本規定の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著作者及び本学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

(二重譲渡の禁止について)

本条は確認のための規定として設けているもので、当然のことではありますが、学会に対して譲渡するとした著作権が他者にも譲渡されないよう規定を設けているものです。

(紛争解決に関する協力について)

本条は紛争時が起こった際、著作者、学会のいずれかのみが対応に当たるのではなく、双方が協力して対応を行う旨を確認的に示しています。著作権関連で何らかのトラブルが起こった場合の基本的な対応スタンスを示すもので、学会によっては学会が主導的に対応するなどのスタンスをお持ちのところもあるかと思えます。その場合には加除修正ください。

(協議について)

本条は本規定の想定外の事象が起こった際の対応の基本姿勢を確認的に示しています。第8条で紛争が起こった際の基本姿勢を示しているのに対し、本条はその他の場合全般に対して適用されるものです。